

随意契約理由書

発注案件名	船堀ワークプラザ(第5トヨダビル)建物賃貸借契約	要求部署名	職業安定部職業安定課 職業紹介推進係
発注(契約)内容	船堀ワークプラザ(第5トヨダビル)の建物賃貸借契約		
発注(契約)案件の要求理由	船堀ワークプラザ(第5トヨダビル)の事務所として、当該施設運営上必要なため		
契約金額	¥6,084,000	契約年月日	平成21年4月1日
契約業者名及び住所	株式会社トヨタ工業(東京都江戸川区南葛西5-11-10)		
随意契約の理由	船堀ワークプラザの賃貸借契約にあたり、株式会社トヨタ工業が当該ビルのオーナーで唯一の契約相手であり、競争性が発生しないため会計法第29条の3第4項に該当する。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び積算内訳	予定価格	-	
見積書徴収状況	1社(業者指定)		
その他特記事項			